

社会科補助学習プリント⑤

～国会の働き p24～25～

6年()

○次の()に入る言葉を教科書を使って調べましょう。

・国会の働き

国会は、(②)を作ることができる唯一の(④)であり、選挙で選ばれた(④)によって進められる。国会には、(③)と(③)という二つの話し合いの場があり、(②)や(②)を進めるための(②)などを(③)で決めている。

国会で決められる予算や法律は、わたしたちの(④)のいろいろな場面に関わってくるため、どのように進められるかに(②)を持つことが大切。

<国会の働き>

次のような内容を、衆参両院で話し合い、多数決で決める。

- ・(②)の制定
- ・(⑥)の使命・・・国会議員の中から選ぶ
- ・(②)の議決・・・国のお金の使い道を決める
- ・(②)の承認・・・外国との約束を認める。※「結ぶ」ではない
- ・(⑤)の設置・・・裁判官をやめさせることができる。
- ・(④)の発議・・・憲法改正を国民に提案する。

社会科補助学習プリント⑤

～国会の働き p24～25～

6年()

○次の()に入る言葉を教科書を使って調べましょう。

・国会の働き

国会は、(② 法律)を作ることができる唯一の(④ 立法機関)であり、選挙で選ばれた(④ 国会議員)によって進められる。国会には、(③ 衆議院)と(③ 参議院)という二つの話し合いの場があり、(② 法律)や(② 政治)を進めるための(② 予算)などを(③ 多数決)で決めている。

国会で決められる予算や法律は、わたしたちの(④ 日常生活)のいろいろな場面に関わってくるため、どのように進められるかに(② 関心)を持つことが大切。

<国会の働き>

次のような内容を、衆参両院で話し合い、多数決で決める。

- ・(② 法律)の制定
- ・(⑥ 内閣総理大臣)の使命・・・国会議員の中から選ぶ
- ・(② 予算)の議決・・・国のお金の使い道を決める
- ・(② 条約)の承認・・・外国との約束を認める。※「結ぶ」ではない
- ・(⑤ 弾劾裁判所)の設置・・・裁判官をやめさせることができる。
- ・(④ 憲法改正)の発議・・・憲法改正を国民に提案する。